

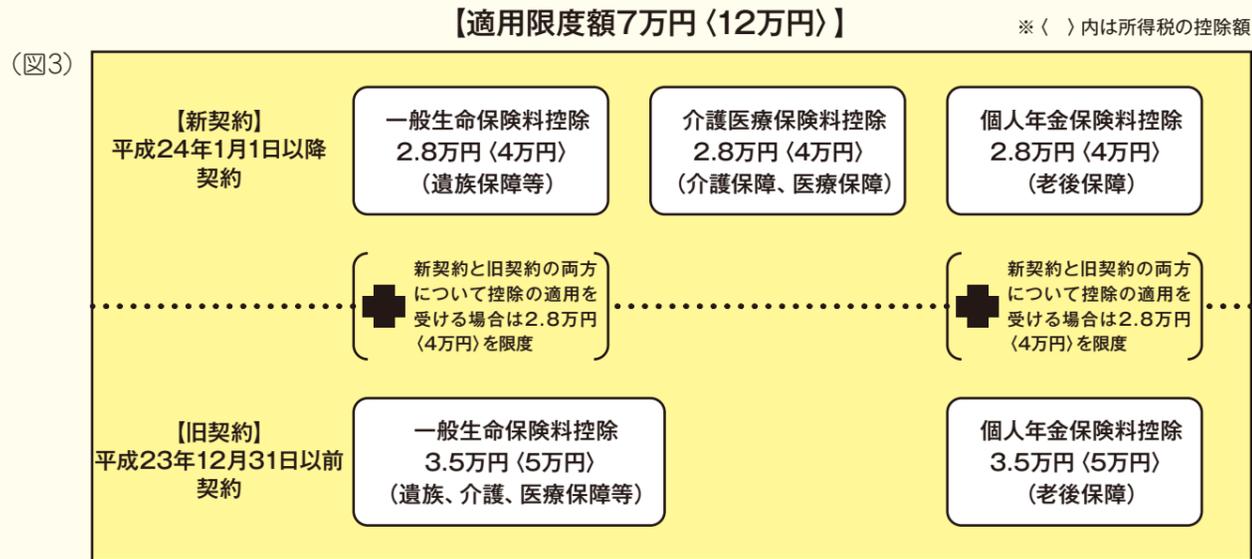
2 寄附金控除の適用下限額の見直し（平成24年度から）

住民税の寄附金控除の適用下限額が現行の5,000円から2,000円に引き下げになります。
 地方自治体への寄附（いわゆる「ふるさと納税」）の場合は、次の①と②の合計、それ以外は①のみが寄附金控除額となります。

- ①（寄附金の額（※1）－**2,000円**）×10%（市民税6%、県民税4%）＝寄附金控除額
 ※1 総所得金額等の合計額の30%を上限とし、地方自治体や条例で指定した団体、日本赤十字社、都道府県共同募金会などへの寄附金が対象
- ②（寄附金の額（※2）－**2,000円**）×（90%－所得税の税率）＝寄附金控除額（特例分）（※3）
 ※2 地方自治体への寄附が対象
 ※3 寄附金控除額（特例分）は、市・県民税の所得割の1割を上限

3 生命保険料控除の見直し（平成25年度から）

現行の生命保険料控除は、「一般の生命保険料控除」および「個人年金保険料控除」の2種類に分けられており、それぞれの適用限度額が3.5万円（合計適用金額は7万円）となっていますが、平成25年度より「一般の生命保険料控除」および「個人年金保険料控除」に併せて「介護医療保険料控除」（介護保障または医療保障を内容とする主契約または特約に係る支払保険料等についての控除）の3種類に分けられます。平成24年1月1日以後締結分の生命保険契約等について、適用限度額はそれぞれ2.8万円（合計適用限度額は7万円）になります。（図3参照）



■ 固定資産税のお知らせ

高齢者向け優良賃貸住宅の固定資産税の減額について

従来は「高齢者の住居の安定確保に関する法律」により、家屋の仕様および入居者の条件などで認定されたものが対象でしたが、平成23年4月28日に「高齢者の住居の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され、施行日（平成23年10月20日）以降に建築された家屋については、新たに、サービス（少なくとも安否確認・生活相談サービス）を提供することなどが登録基準になり、これに該当するものが対象で、5年間固定資産税が3分の1になります。

**市・県民税第3期分の納期限は、
10月31日(月)です。
忘れずに納めましょう!**

休日納税・納付相談
 今月の相談日は**10月16日(日)**です。
 時間：午前9時～午後5時
 場所：納税課（市役所2階）
 お気軽にご利用・お問い合わせください。
 ※対象は、市・県民税、固定資産税、軽自動車税です。

市税だより



問い合わせ

- 個人および法人市民税、軽自動車税等の賦課に関すること……市民税課
- 固定資産税(土地、家屋および償却資産)の賦課に関すること……資産税課
- 市税の徴収や納税相談等に関すること……納税課

☎ 876-1234

内線(2211~2217)
 内線(2261~2265)
 内線(2315・2318)

今月の市税だよりは、平成24年度以後見直しとなる市・県民税（住民税）の主な改正点および固定資産税についてお知らせします。

■ 平成24年度以降の市・県民税の主な改正点

1 扶養控除の見直し（平成24年度から）

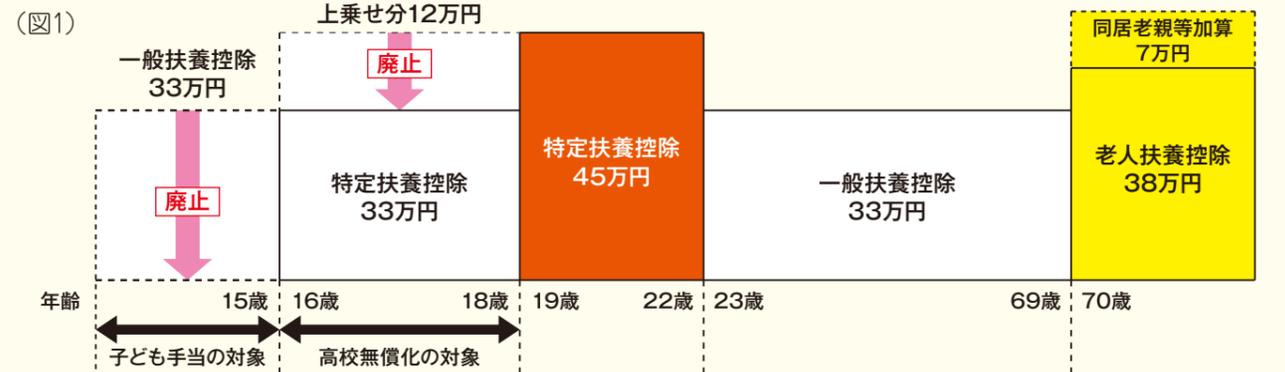
(1) 年少扶養控除の廃止

子ども手当の創設に伴い、年少扶養親族（16歳未満の扶養親族）に係る一般扶養控除（33万円）が廃止されます。（図1参照）

※ただし、市・県民税の非課税限度額等の算定に必要ですので、必ず扶養親族の申告をお願いします。

(2) 特定扶養控除の上乗せ部分の廃止

特定扶養親族（16歳以上23歳未満の扶養親族）は、高校の授業料無償化に伴い、16歳から18歳までの扶養親族に限り、扶養控除の上乗せ部分（12万円）が廃止され、扶養控除額が33万円になります。（図1参照）



(3) 同居の特別障害者に対する障害者控除の見直し

扶養親族または控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合、これまではそれぞれの控除額に23万円を加算する措置（同居特別障害者加算の特別措置）をとっていましたが、平成24年度から年少扶養親族の扶養控除廃止に伴い、特別障害者控除の額に23万円を加算する措置に改められます。（図2参照）

(図2)

現行	扶養親族 ~15歳	特定扶養親族		扶養親族 一般配偶者	老人扶養親族 老人配偶者
		16歳~18歳	19歳~22歳		
扶養控除	33万円	45万円	45万円	33万円	38万円
同居特別障害者加算					+7万円
特別障害者控除					30万円

改正後	扶養親族 ~15歳	特定扶養親族		扶養親族 一般配偶者	老人扶養親族 老人配偶者
		16歳~18歳	19歳~22歳		
扶養控除	0万円	33万円	45万円	33万円	38万円
同居特別障害者加算					廃止
特別障害者控除	非同居				30万円
	同居				53万円